

「佐賀市まちづくり自治基本条例」に! を認定・可決しました!

8月定例会は26日に開会し、9月25日に閉会しました。決算9件、補正予算8件、条例10件（うち議員提出1件）、一般9件、人事1件の計37議案をすべて認定・可決しました。6月定例会で継続審査となっていた「佐賀市自治基本条例」について、一部修正して可決しました（審査概要を5ページに掲載）。

また、用・排水対策調査、自治基本条例調査、合併検証調査の各特別委員会から調査報告書が提出され、すべての報告書を承認しました。

さらに、総務、文教福祉、経済産業、建設環境の各常任委員会から平成24年度事務事業に係る評価報告書が提出され、すべての報告書を承認し、市長に提出することが決定しました。

今回の一般会計補正予算の総額は約25億4300万円の増額で補正後の予算総額は約882億5800万円となり、前年度同期に比べ、2・1%の増となっています。

◎一般会計補正予算の主なもの

職員人件費 △4億8500万円

人事異動等及び給与削減措置に伴う人件費の補正です。

（人事異動等分△1億3108万円、給与削減分△3億5392万円）

基幹行政システム機器更新事業

1323万円

基幹行政システムの機器更新のための設計に要する経費です。

（平成25年度から平成32年度までの債務負担行為限度額13億4133万円）

柳町地区歴史的建造物等活用事業

2億7400万円

旧久富家住宅及び森永家住宅の公開及び活用に向けた改修に要する経費です。（繰越明許費）

エスプラッツ活用推進事業 2790万円

エスプラッツ2階に医療機関を設置するための施設の改修に要する経費です。

新商エビル（仮称）転貸フロア等管理運営事業 829万円

新商エビル（仮称）の施設の一部をリースし、賃貸施設等として運営するための経費です。

アジアの観光客誘致事業 420万円

韓国LCC・ティーウェイ航空の「佐賀ソウル」路線開設に伴う韓国人観光客の誘致促進等に要する経費です。

街なか緑地・憩いの場整備事業 5280万円

街なかにおける市民の憩いの場として緑地広場を整備するための経費です。

バイオマス産業都市構想策定経費 494万円

バイオマス産業都市構想を策定するための経費です。

清掃工場中継施設整備事業 2030万円

川副・東与賀清掃センターの廃止に伴い、直接搬入される家庭ごみ等を受け入れるための中継施設の整備に要する経費です。

市民活動プラザ等移転整備事業 3億5886万円

新商エビル（仮称）の施設の一部を取得し、市民活動プラザ等として整備するための経費です。

生活困窮者自立促進支援事業 1944万円

生活困窮者の自立促進に向けた相談支援、就労準備支援等の総合的な支援体制の構築のための実践研究に要する経費です。

地域共生ステーション安全対策事業 1820万円

地域共生ステーションが行う防火上必要な間仕切り又はスプリンクラーの整備に対する補助です。

学校業務改善推進事業 320万円

校務支援システム「SEI-Net」のモデル校への導入に要する経費です。

学校給食施設改修事業 390万円

学校給食施設の部分改修に係る実施設計に要する経費です。

認定こども園事業助成経費 4487万円

幼稚園型認定こども園が行う保育事業に対する補助です。

佐賀市自治基本条例を一部修正し 補正予算など37議案

豪雨災害復旧経費 3427万円

6月豪雨及び7月豪雨に係る災害復旧経費です。

◎条例等の主なもの

佐賀市市民活動プラザ条例

多様な市民活動を支援し、更なる市民活動の推進を図るため、これまでの佐賀市民活動センターを廃止し、新商工ビル（仮称）に佐賀市市民活動プラザを設置するものです。

佐賀市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

諸富町の区域の一般廃棄物を今年10月から佐賀市清掃工場へ自ら持ち込むことができるようにするとともに、川副・東与賀清掃センターで処理している川副町と東与賀町の区域の一般廃棄物を来年4月から佐賀市清掃工場において処理することに伴い、一般廃棄物処理手数料を改定するものです。

新市建設計画の変更について

合併新市基本計画の変更について

本市の円滑な運営の確保と均衡ある発展を引き続き図っていくため、2度の合併に際して策定された「新市建設計画」と「合併新市基本計画」を変更するものです。

全会一致ではなかった議案等の賛否状況

賛成：○ 反対：● 退席：退 欠席：欠

	川原田裕明	堤正之	黒田利人	嘉村弘和	永渕義久	福井章司	亀井雄治	山口弘展	川崎直幸	久米勝博	川副龍之介	実松尊信	重田音彦	重松徹	武藤恭博	平原嘉徳	山本義昭	中野茂康	原口忠則	千綿正明	山田誠一郎	西岡義広	本田耕一郎	山下伸二	中本正一	池田正弘	野口保信	野中宣明	田中喜久子	西村嘉宣	松永憲明	福島龍一	江頭弘美	松永幹哉	山下明子	中山重俊	白倉和子		
第64号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第65号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第67号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第73号議案に対する修正案	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第73号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第74号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第75号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第76号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第77号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第78号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第79号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第80号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第81号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第83号議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※議案の内容等については9ページの「議案審議結果一覧」をご覧ください。

議 案 質 疑

一般会計補正予算中、生活困窮者自立促進業務委託料 1864万円

(質疑) ①事業の目的は②経緯は。

(答弁) ①生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立、就労支援等の体制を構築することにより、支援の制度化に寄与すること②新たな生活困窮者支援制度の法制化を見据えて新制度による支援を試行的に実施し、制度設計に反映させるものとして国の平成25年度予算で実施されることとなっていた。本市においても、モデル事業の実施は必要であると考え、本年5月末に当該国庫補助金の協議をお願いした。しかし、生活困窮者自立支援法案は諸般の国会情勢に伴い廃案となった。国においては、法案は廃案となったものの、平成27年度からの新制度実施が不可欠であるとして、モデル事業は従来どおり進めていく方針を6月26日付で示した。これにより7月5日付で本市に対しモデル事業の補助金交付の内示があった。

(質疑) ①対象者の見込みは②効果の見込みは。

(答弁) ①相談者1500人程度。そのうち支援プランを作成して支援を実施していく人は1000人程度。内訳は、生活改善訓練や就労体験などを通して就労に向けた準備支援に参加する人が50人程度、進学等に向けた学習支援に参加する人が30人程度、家庭訪問による相談支援やハローワークへの同行支援など、その他の支援を希望する人は20人程度②対象者が生活保護に陥ることなく困窮状態から脱却し、経済的・社会的自立につながることを期待。

(質疑) 生活保護申請を水際で止めるような運用にならないか。

(答弁) 生活保護申請を排除・削減することを目的としたものではない。支援をしていく中で、生活保護制度の利用が適当と認められる場合には、適切に生活保護につなぐことが必要であると考えている。

一般会計補正予算中、歴史的建造物等活用事業 2億7400万円

(質疑) ①改修決定の経緯は②活用方針は。

(答弁) ①柳町は歴史的建造物が多く残る地区で佐賀市歴史的風致維持向上計画の重点地区内であり、かつ景観形成地区に指定しているため、関係部署で課題を拾い出し、解決策となるような活用をしていく決定をした②文化財

に指定せずに歴史的価値の保全を行うことと、高集客力と低コスト負担を方針としている。

(質疑) 関係部署との連携は。

(答弁) 企画調整部、経済部、建設部でワーキンググループを設置し、基本的な方針を決定している。また、活用者の審査基準の作成や募集等も関係部署と協議し、情報提供を行いながら進めている。

(質疑) ①コンセプトは②どのように改修するのか。

(答弁) ①歴史的建造物の価値や魅力の表現、さがのまちに新しい刺激と魅力になる店舗経営の情熱、賑わいづくり・話題づくりへの挑戦、柳町地区のコミュニティづくりへの貢献②外観は屋根や外壁など、往時に近い姿に戻し、内部については活用にあわせた改修をしたい。

一般会計補正予算中、エスプラッツ活用推進事業 2790万円

(質疑) ①事業の経緯は②観光協会との調整は。

(答弁) ①平成19年にまちづくり拠点施設として再開した際に、2階を市民が気楽に利用でき、集客力もある公共子育て支援・医療ゾーンの方針を定め、指定管理者との協議で空き区画のテナントを決定してきた。今回、指定管理者から婦人科クリニック誘致の話があり、関係者と協議・検討し誘致を決定した②指定管理者から今回の誘致の話があつて以降、観光協会を含む関係者と、施設の配置や設計、事業スケジュールなどについて、適宜協議し、調整を図っている。

(質疑) ①工事の負担区分と費用内訳は②資格審査や経営状況の確認は誰がどのようにするのか。

(答弁) ①市は他の区画と区分する間仕切り壁の設置、店舗用途に対応した基本的な設備工事を実施し、入所者は店舗内外装工事を負担する。費用内訳は設計と工事監理の委託料300万円、建築工事請負費1260万円、設備工事請負費1230万円である②入居条件としては、入居できない項目を複数定めており、誓約書の提出を求めている。経営状況は、業種・業態によっては、収支等で判断し難いところもあり、決算報告書や経営計画の提出を求めている場合もあるが、商業テナントには提出を求めている。誓約書や決算報告書等の書類は指定管理者がまず確認し、適宜、市と協議し双方で判断している。

(質疑) 最終的な責任はどこにあるのか。

(答弁) 佐賀市街なかふれあいプラザの指定管理者が、施設のコンプレックスに従いテナント選定や交渉、入居条件の

調整などを行う。その際には、市と適宜、情報共有や意識統一を図るための協議を実施しており、双方が責任を持ち、一体となって事業を進めている。

一般会計補正予算中、新商工ビル(仮称)転貸フロア等管理運営事業 829万円

(質疑) 転貸するメリットは。

(答弁) リース方式において整備し、この部分の所有者である事業者から15年間にわたり市が一括して床を借り受け、佐賀商工会館のテナントに貸し付けることとしている。メリットとしては、施設の設計・建設・維持管理の業務を一括して行うことにより、通常の公共工事に比べて事業期間が短縮できる。また、事業者にとっては長期に安定した事業収益が見込め、維持管理期間を含めた全体の事業費が抑えられ、商工会館テナントの経済的負担も抑制される。

(質疑) 区分所有者、転貸部分の持ち分割合は。

(答弁) 佐賀市14・2%、佐賀県13・9%、佐賀中部広域連合10・9%、佐賀県信用保証協会29・9%、事業者31・2%。事業者の持ち分31・2%を市が事業者からリースして、現商工会館のテナントに転貸する予定。

(質疑) ①テナントリーシングの責任の所在は②入居のめどは。

(答弁) ①市の責任で行う②現商工会館入居者の再入居の意向を確認して整備に当たっており、転貸部分の空きは出ない見込み。

佐賀市産業支援プラザ条例(81号)
佐賀市市民活動プラザ条例(83号)

一般会計補正予算中、市民活動プラザ等移転整備事業 3億5886万円

(質疑) 市民活動プラザ移転の経緯は。

(答弁) 市の行政機能の一部を移転する検討を平成23年度から開始。市民の利便性、集客性、業務の独立性、移転コスト、事務の効率性といった5項目を評価項目として検討。その結果、市民活動推進課市民活動推進係の市民活動推進機能と市民活動プラザ機能、総合政策課地域コミュニティ室の地域コミュニティ推進機能、社会教育課の公民館支援機能といった4つの機能を集約し、参加と協働のまちづくりを推進する部署を新設し、新商工ビル

議案質疑

へ移転することとした。

〔質疑〕2つの条例を新たに制定する必要性は。

〔答弁〕市民活動プラザが新商工ビルに移転することに伴い、名称及び位置も変わるため、新たに佐賀市市民活動プラザ条例を制定。産業支援プラザは、現在のiスクエアビルに残るが、佐賀市市民活動センター条例のほとんどが市民活動プラザについての規定なので、現条例を廃止し新たに佐賀市産業支援プラザ条例を制定。

〔質疑〕市民活動プラザが新商工ビルに移転した後のiスクエアビルのスペース活用策は。

〔答弁〕産業振興及び雇用拡大のため、県と協力してiスクエアビル等の誘致に取り組んでいるが、引き合い企業から広い床面積や耐震性を持った駅前や中心市街地の空きビルを求められている。iスクエアビルはその条件を満たすインテリジェントビルであり、コールセンターなどの誘致先の一つとして検討している。

〔質疑〕市民活動プラザ条例の3条「市民活動の定義」、6条「利用の制限」に関して、利用者にもよくわかるような形で運用は。

〔答弁〕市民活動プラザの管理運営については、しっかりとした基準をもとに運営することが必要。公共の施設は広く市民が利用できなければならないので、利用制限の規定については指定管理者とも十分に協議し、対応に当たる職員全員に教育を行うよう指示したい。

〔質疑〕現在の市民活動センター条例と議案の市民活動プラザ条例との相違点は。

〔答弁〕前者は、産業振興、市民活動支援、地域情報化の3つの機能をあわせ持った条例。後者は、市民活動プラザの設置目的を多様な市民活動の支援とあわせて、市民活動の推進を図るための拠点施設と位置づけたもの。市民活動プラザの支援機能は移転後も変更なく、施設の使用料も同額としており、大きな変更点はない。

〔質疑〕市民活動プラザの移転理由は。

〔答弁〕新商工ビルには佐賀商工会議所等の各種経済団体も複数入居する予定。市民活動団体、行政、企業の連携のための拠点施設である市民活動プラザを新商工ビルに移転することで、市民活動団体と企業との交流や連携がさらに促進されることを期待。

〔質疑〕駐車場の確保は。

〔答弁〕新商工ビル敷地内に70台の来客用駐車場がある。また、近隣の民間駐車場とも提携する予定。利用者にはできる限り不便をかけないようにしたい。また、利用時

間に応じて無料券の配付を検討中。

〔質疑〕施設利用者のバスの利便性は。

〔答弁〕閉館時間までバスが利用できるよう交通局と協議したい。

〔質疑〕利用者の声を聞いたのか。

〔答弁〕議会全員協議会での説明後、すぐに市民活動プラザの利用者へ移転についてお知らせをし、20件の意見が寄せられた。移転後のプラザの配置図や利用料金、駐車場予約方法などの情報について随時お知らせしていきたい。

一般会計補正予算中、街なか緑地・憩いの場整備事業 5280万円

〔質疑〕親和銀行跡地を購入する理由は。

〔答弁〕みどり重点地区内に加え、街なか再生計画の中で位置づけられた4核構想の南北軸の南端に位置している。ここでは平成23年度から社会実験として「わいわい!!コンテナプロジェクト」が実施され、多くの市民の参加を得て新しい形の街なかの居場所づくりが行われてきた。ここは水辺の潤いある空間として整備された佐賀市の代表的な景観の一つである松原川とも接している。またサガン鳥栖の第二の応援拠点が呉服元町に完成するまでの期間、この場所に暫定的にサガン鳥栖のアンテナショップが開設されている。これまでの取り組みを引き継ぐ形で街なかのにぎわいづくりの場となる立地条件のよさを生かして、高齢者や子育て世代のお母さんたちをはじめ、市民が気軽に立ち寄れる街なかの居場所を提供するとともに、緑に対する愛着を深めてもらう場とした。

〔質疑〕用地購入費の積算根拠は。

〔答弁〕平成25年7月に国税庁より公表された相続税路線価をもとに積算した。具体的には、親和銀行跡地の南側に1平方メートルあたり5万7000円の相続税路線価が設定されている。この相続税路線価は、納税申告のために設定されているため実際の取引に適用される価格より安く約80%程度で設定されていることから、対象土地の実勢価格を算出するために相続税路線価を80%で割り戻した額に対象面積を掛けて積算している。実際に土地の取得をする際には、近傍の取引事例や市街地の地価下落傾向も考慮し、不動産鑑定士による鑑定評価を実施するなどして取得に向けた交渉を行っていききたい。

〔質疑〕今後、中心市街地の中で緑地として整備を計画しているところがあるか。

〔答弁〕今の段階でそういった計画はない。

特別委員会（議案審査）

自治基本条例

佐賀市自治基本条例について

〔継続審査に当たって〕条文の表現や章の構成などに關して、審査の中でさらに議論を深める必要があること、

市民等への周知の徹底に關して、今後の周知・説明の推移を見きわめたいことを理由として、継続審査となっていたため、「条文に關する視点」及び「市民への周知に關する視点」の2つの視点で審査を行った。

〔条文に關する視点に關する〕

〔審査〕第2条の「市民の定義」第3条の「この条例の尊重」第21条の「住民投票」第22条の「協働の推進」第23条の「地域コミュニティ活動」第25条の「子どもへのまなざし」第13条から第25条までの「第3章の構成」〔条例の名称〕の8項目を主な論点として、論点ごとに審査を行った。

〔市民等への周知に關する視点に關する審査〕

〔意見〕どこまで周知を行えばいいのかというの難しい

いところがあると思うが、地域コミュニティ活動や子ども向けの研修など、いろいろな場面を通じて、各階層に合ったパンフレットを作成し、配付するなど、今後効果的な周知への取り組みを続けてもらいたい。

〔審査結果〕委員から提出された3件の修正案について、それぞれ提案理由説明、質疑を経て、採決の結果、第2条第10号及び第22条は、協働の対象として市民個人を加えるべきであるため、「市民活動団体、事業者」から「市民等」と修正する。第25条は、子どもへの視点として規定すべきとは考え

るが、「別に条例で定めるところにより」との文言は不要と判断し、削除する。「まなざし」という親しみやすさ、わかりやすさと同時に「自治」という表現を盛り込むことにより、市民へ自治の理念を浸透させていくため、条例の名称を「佐賀市自治基本条例」から「佐賀市まちづくり自治基本条例」に修正するとする案を、全会一致で可決することに決定。